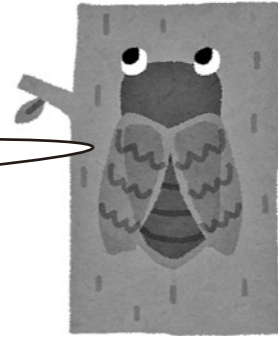




～グリーン・ツーリズムとは？～

緑豊かな農山漁村でゆっくりと滞在し、訪れた地域の人々との交流を通じて、その自然、文化、生活、人々の魅力に触れ、農山漁村でさまざまな体験を楽しむ余暇活動のことです。

このコーナーでは、田村市グリーン・ツーリズム連絡協議会員の皆さんの活動やツアー、イベント等の内容を紹介していきます。



◆ときめき山学校で炭窯づくり

6月19日、20日、26日の3日間で、新たな体験プログラムに「炭焼き」を加えるため、ときめき山学校の奥山会長たちが炭窯づくりを行いました。まず、炭窯をつくる場所をお神酒でお清めし、作業の安全を祈りました。その後、炭窯に使用する木を伐採したり、釜の内側と外側の壁に粘土質の土をかぶせて窯を固めたりしました。経験者の指導のもと、地道な作業を経て、立派な炭窯ができ上がるとのことです。今後、ときめき山学校の体験プログラムに「炭焼き」が加わることになり、さらに魅力的な取り組みが期待されます。



◆告知！モニターツアー第2弾

8月21日・22日に1泊2日で、田村市を訪れるモニターツアー第2弾「伝統の灯籠づくり体験と夏野菜収穫体験ツアー（福島県田村市の夏の農業と体験2日間）」が開催されます。田舎暮らしや田舎体験に関心がある関東圏在住の約15人の方々が、市を訪れる予定です。

1日目は、「のうか民宿みちくさ」（船引町）を営む渡辺好さんを中心として、船引町伝統の灯籠を作成し、「灯籠流し」のお祭りに参加します。2日目は、市内のほ場で夏野菜収穫をした後、採れたての野菜を使用したカレーづくりを行います。

協議会では、市外の方々に夏の暮らしや文化の体験をはじめ、今後も田村市を知っていただけるよう努めていきます。

◆あの作物は今～牧野の3万本のひまわり～

田村市を訪れるモニターツアー第1弾で、牧野ひまわり会員とツアー客が植えたひまわりは、今どうなっているのでしょうか。

ぐんぐんと育ったひまわりは、7月11日現在で約50cmまで成長しています。

8月中旬に見頃を迎える大越町牧野地区のひまわり。地域の人々によって、愛情が込められ育てられています。

8月15日には「ひまわりフェスティバル」が開催される予定で、ひまわり畑を目の前に様々な催しものが実施されます。約3万本のひまわりを見に、大越町牧野地区を訪れてみてはいかがでしょうか。

●所在地：大越町牧野戸ノ内地内
(国道349号から見えます。)



◆会員募集

田村市グリーン・ツーリズム連絡協議会では、会員を募集しています。入会を希望する方は、お気軽にお問い合わせください。

- 入会資格 グリーン・ツーリズムに関心のある個人および団体
- 会費 無料
- 活動内容 ①イベントでのお客様の受入協力
②勉強会・研修会への参加
③会員相互の情報交換、交流会
④グリーン・ツーリズムの啓発・普及

●問い合わせ

田村市グリーン・ツーリズム連絡協議会
(事務局：産業部 商工観光課 ☎81-2136)



高齢者の安全・安心のために

「緊急情報カード」の設置を推奨します

●緊急情報カードとは

「緊急情報カード」とは、高齢者等の安全・安心を確保するため、かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先などを事前にカードに記載し、冷蔵庫に貼り付けて表示しておくことで、万が一の緊急時に備えるものです。

万が一の緊急時に、救急隊員などがカードの情報を確認することで、迅速な処置や救急搬送が可能となり、ご家族へスムーズに連絡を行うことができます。



●配布対象者

- ①おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者
 - ②おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の方（1人につき1枚）
 - ③一人になることが多い、おおむね65歳以上の高齢者
- ※介護認定を受けている方には、地域包括支援センター職員とケアマネジャーがご自宅を訪問した際に、設置を推奨します。

①・②で介護認定を受けていない対象者には、民生児童委員がご自宅を訪問して設置を推奨します。上記の対象者に該当しなくても、希望される方には配布しますのでお問い合わせください。

●設置場所 冷蔵庫（カードには磁石が備え付けてありますので、貼り付けることができます。）

※救急隊員などが緊急情報カードを確認しやすくするため、統一しています。

●ご利用にあたって

カードの内容に変更があったときには、随時ご自分で内容を書き直してください。年に1回は見直しましょう。古い情報のままだと、適切な対応ができなくなります。

●消防署からのお知らせ

症状によっては、かかりつけ医ではなく、専門的治療が可能な医療機関に搬送される場合があります。

☎保健福祉部 介護福祉課 ☎82-1115 田村市地域包括支援センター ☎81-1307

水道の開栓・閉栓の届出は3日前までに

7月から、水道事業所の日直と宿直の業務を警備委託しています。


届出や漏水事故、水質異常の受付は、以前と変わらず、24時間体制で受け付けています。

水道事業所で料金を納める場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで、土曜日・日曜日・祝日にはお取り扱いできません。

水道を使い始める場合や水道を止める場合は、必ず届出が必要です。

届出には以下の3つの方法がありますので、いずれかの方法でお願いします。

なお、水道を止める届出がないと、水道料金が発生し続けますので、ご注意ください。

	FAX	メール	電話
届出の方法	市のホームページの水道事業所ページに届出の様式があります。印刷して、記入のうえFAXしてください。	市のホームページの水道事業所ページに届出の様式があります。ダウンロードして、入力の上メールに添付してください。	直接、水道事業所に電話してください。
	市のホームページのURL http://www.city.tamura.lg.jp/ トップページ▶組織でさがす▶水道事業所▶水道の開栓・閉栓		※各行政局では受け付けていません。
届出の受付時間	24時間受付		毎日（休日を含む） 午前8時30分～午後5時15分
連絡（送信）先	FAX番号 82-4564	メールアドレス suido@city.tamura.lg.jp	電話番号 82-1527
注意点	●実際に開栓・閉栓できる作業時間は、平日の午前9時から午後4時までになります。なお、開栓時間を午前9時に希望する場合、予約が混み合う可能性が高く、ご希望の時間に開栓できない場合がありますので、ご了承願います。 ●予約の順番により、当日すぐの開栓・閉栓はできませんので、必ず3日前（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）までに、余裕をもって届け出てください。		

☎水道事業所 ☎82-1527